

(第五部)

第六回 参議院法務委員会會議 録第五号

昭和二十四年十一月二十九日(火曜日)
午後零時四十七分開会

本日の會議に付した事件

○刑事補償法案(内閣送付)

○仙台大寺山に東北少年院設置反対の請願(第三百六十二号)

○委員(伊藤修吉) これより法務委員会を開きます。刑事補償法案を議題に供します。前回に引續き質疑を續行いたします。

○大野幸一君 お尋ねいたします。第一条の無罪の裁判という意味と、新刑事訴訟法の第三百三十六条以下、第三百三十六条は無罪の判決、第三百三十八条の公訴の棄却の判決、次の第三百三十九条は公訴棄却の決定についての関連性を、一つ御説明願いたいと思ふのであります。

○政府委員(高橋一郎君) 只今お尋ねの点であります。この法案の第一条で無罪の裁判と言つておりますのは、刑事訴訟法上、やはり第三百三十六条の無罪の判決を指すのであつて、第三百三十七乃至第三百三十九条の免訴並びに公訴棄却の裁判を含まないといふふうに考えます。

○大野幸一君 そうすると、この憲法第四十条の「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」この無罪の裁判というものはあながち刑事訴訟法の裁判といふものではなからうか。又若しそれがあつたとしたならば、それは明らかに過失の場合

第五部 法務委員会會議録第五号
昭和二十四年十一月二十九日【参議院】

法の無罪の判決とは解されないものであつて、無実の罪に落ちた人が罪人になつたときには、この国によつて補償をしなければならぬという意味であつて、敢て無罪の裁判は無罪の判決を意味しない。そもく裁判という言葉は、我々の今までの慣例によれば、決定も命令も含まない。裁判というものは判決の意義と異なると、こゝういふふうに解されていたにも拘らず、国民の権利を擁護せんがための第四十条の規定を、殊更に第三百三十六条の無罪の判決に限定する理由は解し兼ねると思ふのであります。そこで特に第三百三十九条の公訴棄却の決定の場合に規定して曰く「左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならぬ。一起訴状に記載された事実が真実であつても、何らの罪となるべき事実を包含してないとき。」これは第三百三十六条の、被告事件が罪とならないときと、何ら差異ないのであります。一見すにその事実自体が罪を構成しないときに、公訴棄却の決定で裁判をするのであります。この場合に補償をしないという理由が何らないのであつて、そもく無罪の判決と無罪の裁判と、従来の慣例に反して、異つたる意味に解せられる所以が解し兼ねるのですが、この点の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 憲法に無罪の裁判と申します場合は裁判といふこととが、判決に限られるわけではないといふ御趣旨は誠に御尤もであると思ふのであります。ただ私は無罪の裁判といふ点を考へまして、やはり裁判上無罪といふことが、確認された場合を意味するのである。従ひまして、若し無罪の決定といつたようなものが刑事訴訟法上ありますれば、それも勿論含ませなければならぬと考へるのであります。したがその場合には、何れも無罪といふこととなければならぬ。実態上の審理を結ばして、冤罪者であるといふふうにはつきりされた場合に、これを国が必ず補償しなければならぬといふふうなことを、憲法第四十条は規定してある。こゝういふふうに解釈しておる次第であります。只今の御指摘の第三百三十九条第一項第一号の場合などは、今申したような要件にはまりませんで、この適用を除外したわけでありまして、向この場合は、起訴状の書き方が非常に拙かつたといふような場合を指すものと考へるのであります。勿論さういふ決定には既に判決がございまして、同一の事実について起訴状を審査して、後に有罪の裁判を受けることもあり得るわけでありまして、向も一つこの点につきましても、在宅事件においてはこゝういふのであります。その場合におきましても、抑留、拘禁をする以上は、必ずやはり裁判所の令状を求めなければならぬのであつて、その場合に罪とならない事実について、令状が發布されたとすることは先ずあり得ないのではなからうか。又若しそれがあつたとしたならば、それは明らかに過失の場合

でありまして、国家賠償法の適用を受けるべき場合であると、こゝうに考へておるわけでありまして、実態上も著しい不都合はないものと考へておるのであります。

○大野幸一君 それではお尋ねします。第三百三十七條の確定判決を経た事件について、更に公訴の提起があつた場合には、免訴の判決であるから、これは本法第一條の適用を受けない。こゝういふことになると、第三百三十九條の場合と同じように、今御説明の趣旨に基いて、さういふ場合には故意、過失があつたものと目做してもよろしいでしょうか。それからその他第三百三十八條の各項、第三百三十九條の各項につきましても、同様に故意、過失といふものを認められると解してよろしいでしょうか。

○政府委員(高橋一郎君) 前段に御指摘の、例えは確定判決を経ているに拘らず、同一事実について再び公訴を提起して、そのために抑留、拘禁をなし、免訴の判決を受けたといふような場合には、当該公務員に過失ありといふふうには我々は考へるのであります。同様に例えは刑が廃止された後において、抑留、拘禁をなし、その起訴をするといふような場合、或いは大赦があつた後、起訴をするといふような場合、いづれも同様といふふうに考へております。第三百三十八條、公訴棄却の判決の場合におきましては、具体的にこれは検討して見ませんと、一概にすべての場合にさういふことがあるといふふうには申し兼ねると思ふのであります。

○大野幸一君 私は無罪の判決以外の場合において、私の考へつゝおる矛盾は、故意、過失によつても、国家損害賠償が得られるという、今の御説明を表現されることによつて、満足に思ふものでありますから、この点についてさういふふうに解釈し、さういふふうには運用されることを希望して、私の質問を終ります。

○松井道夫君 刑事訴訟法の第三百三十八條の第四号の場合、或いは第三百三十九條の第一号の場合、この場合には、起訴状の記載を改め乃至は公訴提起の手續を完備せしめて、更に起訴することができると思ふのであります。更にその起訴された事件について、無罪の判決があつた場合に、先の公訴棄却の判決乃至は公訴棄却の決定をした事件についての抑留、拘禁について、国家賠償が得られると解釈しておられるかどうか、その点を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 只今お尋ねの御趣旨は、第三百三十八條第四号や第三百三十九條第一項第一号によつて、実は間違つた起訴をした、そのために公訴棄却の裁判があつたのであるが、後にそれを手續を改めて起訴した場合に、それが無罪になるか。さういふ場合は前の公訴棄却の裁判を受けた手續について、過失ありとして国家賠償の適用を受けしめるかどうか、こゝういふ御趣旨で……

○松井道夫君 国家賠償しやなくて刑事補償法、この法律によつて、先の事件についての補償は得られるかどうか。

○政府委員(高橋一郎君) それは国家賠償しやなくて、先の手続につきましても、刑事補償法のやはり適用があるかどうかといふ点になりますといふと、それは適用は一定ございませぬ。やはり手続が改まりまして、第一条に言う場合に当該手続の抑留、拘禁却の裁判を受けた当該手続の抑留、拘禁分は、補償されないといふように考へております。

○松井道夫君 この点はこれで了承したといふとして、私は前回、前々回の委員会でも強引の死亡の場合を例に挙げて、刑事補償をすべき場合に、無罪の判決があつたとすべき場合、即ち刑事訴訟法の第三百三十七條、第三百三十八條、第三百三十九條のような場合で、無罪の判決を當然受くべきものであつたといふ場合にも、この活用をしなければ効を失ひやしないかといふことを主張して参つたのであります。その趣意を例として、すでに結審をしまして、合議も無罪になつた、又或いは場合によつては、判決も無罪の判決もできておつた、ただ言渡しの期日前に被控人が死亡してしまつたといふような場合には、これは無罪の判決がないのでありますから、これは本法の適用はないのでありますが、実質上、この補償を得せしめないといふ合理的な理由は何か見出ないかと思ふのであります。政府委員の御意見を聴きたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 只今お尋ねのように、すでに合議も済み、判決も言渡すばかりになつておる、而もそれが無罪である、ところが判決言渡す前に、本人が不幸にして死んでしまつたといふような場合もあることと考へております。ただ裁判手続は、結局裁判の言渡を以て終結するものでありまして、その間手続上から言へば、弁論の再開といつたようなことも考へられるし、やはり判決の言渡を待つて見なければ、いわゆる無罪の裁判があつたとは言ひ得ないのではないかと考へるものであります。やはりいふに考へるものであります。かゝる程度はありますが、このどこかでこれは区別して切らなければならぬものでありますから、その境界線すれ／＼のようなどころでは、お示しのような場合もあることと思ひますが、それは或る程度で切るといふことのため、止むを得ざるものではなからうかといふように考へております。

○星野芳樹君 この刑事補償法の改正の提案理由を御覧になると、拘束の場合、一日五円以内だつたのを四百円以内とし、八十倍になつております。それに二百円以上という親切な規定まで加つておるのですが、死刑の方は五十万円以内、拘束の方は八十倍、こゝちは五十倍で、以上といふものがなければであります。新憲法の趣旨から人命といふのは非常に重要視して、こゝちの方をむしろ率を上げなければならぬと思ふが、この方が率が少い、而も以上の規定がないのはどういふわけか。

○政府委員(高橋一郎君) 御指摘のうちに、現行法で一日五円とありましたのを二百円以上四百円以内と、こういたしました。それに対して、死刑の場合には、五十倍にしたのではない

かと仰せられますが、実は現行法では、死刑の場合には、金額の定めがございませんで、裁判所の相当と認むる金額といふことになつておりました。ただこの間こちらのお出ししましたところの旧案で、死刑の場合に、一万円以内といふ金額の制限を設けたのでございませう。従つて一万円に比べて五十万円が五十倍といふふうにお取りになつたのであらうといふように考へておるのであります。倍率の点は別段抑留、拘禁の場合に引き比べて、死刑の場合に、より少いといふ考へではございませぬから、御了解を願ひたいと思ひます。

○松井道夫君 抑留、拘禁の場合に、二百円以上四百円以下といふようにいたしました置きながら、死刑の場合には、單に五十万円以内といふことで、最低限を切らないのはどうか、むしろ切つた方がよいのではないかとこの点のお尋ねも、誠に御尤もなものであります。この点は、前回にもお答えいたしましたように、結局二百円といひ、四百円といひ、又五十万円といひ、いふことも、何等か数字的な計算で、金額がこれだけなければならぬといふものが、実は出て参らないのであります。それで結局は、いわゆる連綿と申しますか、我々の、いわゆる常識で、この辺で妥協ではないかといふところを定めなければならぬと思ひますが、死刑の場合に、最低限を幾らに切るかといふことにつきましては、その連綿ですらも、適当な金額を定めて決めたのであります。死加の裁判は、いづれにしても、慎重になさるべきものと考へますが、特に死加の執行が、実は過つておつたといふような場合は、非常に稀有のことであり、又あつてはならないもので

ありますけれども、仮にそういう場合が出たといひますと、裁判所として、これは本當に真剣にお考へになることと信するものであります。従いまして、仮に最低限が切つてございませんでも、決してそれによつて非常に安い、刑事補償の本旨に副わないような金額が定められるといふような心配は先ずないのであるかと考へておる次第であります。

○松井道夫君 死刑の執行を受けた者、即ち犯罪により死刑の執行を受けた者についての補償は、これは別に抑留、拘禁といふことは、これは要件にやないと思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(高橋一郎君) 刑の執行による補償でございしますから、抑留、拘禁は前提となりません。併し死刑囚が同時に抑留、拘禁を通常受けておると思ひますから、その場合には抑留、拘禁に対する補償も合せて受けるわけでありませう。

○松井道夫君 それでその規定上、おやつとおかしいと思ひるのは、規定の体裁の問題ですが、第一条には抑留、拘禁を受けた者は補償を請求することができるといふことが規定してあつて、死刑の執行については何らの規定がないのであります。第四条の、要するに金額、補償の金額の規定になつて来て、いきなり死刑の執行による補償云々といふ文字が出て来るように思ひますのであります。これは当然第一条の中で規定しなければならぬ。死刑の執行については補償するといふことを第一条で、或いは第二条か、三、四といふところで規定しなければならぬのじやないかと思ひますが、その点如何で

すか。

○政府委員(高橋一郎君) その点は御尤もであります。第一条第二項の「原判決によつてすでに刑の執行を受け、」云々したる者は、「国に対して、刑の執行又は拘置による補償を請求することができ、」といふことになりまして、單に自由刑のみならず、死刑の執行につきましても、これで含まれておると私共考へております。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑はありませんか。

では本案につきましては、御承知の通り衆議院が上つて参りませんですからこの程度にして……

○委員(伊藤修君) それでは請願第三百六十二号、仙台市大年寺山に東北少年院設置反対の請願を議題に供します。何か高橋さんありますか。

○委員(伊藤修君) 昨日申上げました仙台の市会議員等が参りまして今日衆議院でも同じ時間この請願が取上げられておるので、二班に分れて、今日ここに控えておるのが市会議員の代表でございします。市会議員から状況を聞いて頂けば、一層明瞭になると思ひますので、御紹介をお願いしたいと思ひます。

○委員(伊藤修君) それでは速記を中止しまして、懇談会でお伺ひすることにしたします。

午後一時十五分懇談会に移る

午後一時五十九分懇談会を終る

○委員(伊藤修君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後二時散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君

○政府委員(高橋一郎君) 只今お尋ねの通りに、すでにこの合議も済み、判

いたしました。それに対して、死刑の場合は、五十倍にしたのではない

といふような場合は、非常に稀有のことであり、又あつてはならないもので

ころで規定しなければならぬのじやないかと思つてますが、その点如何で

午後二時散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君	理事 鬼丸 義齋君 宮城タマヨ君	委員	大野 幸一君	齋 武雄君	鈴木 安孝君	深川タマエ君	松井 道夫君	星野 芳樹君	高橋 啓君	委員外議員 政府委員	刑政長官	検事(検務局長)	佐藤 藤佐君	高橋 一郎君

昭和二十四年十二月八日印刷

昭和二十四年十二月九日発行

参議院事務局

印刷部 印刷